

## 令和5年度 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況について

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」第20条の規定に基づき、令和5年度における県内障害者福祉施設従事者等（障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等の従事者）による障害者虐待の状況を公表します。

なお、本件は、厚生労働省による「令和5年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）」の公表に合わせ、県内の状況を公表するものです。

### 1 相談・通報・届出件数、虐待件数

相談・通報・届出件数	88（112）件
虐待が認められた件数	15（22）件

※括弧内は前年度の件数（以下同じ）

### 2 虐待が認められた事案における虐待の種別

①身体的虐待	11（11）件
②性的虐待	1（1）件
③心理的虐待	4（9）件
④放棄・放置（ネグレクト）	1（3）件
⑤経済的虐待	2（2）件

※一事例で複数種別に該当する場合があります、合計は上記1「虐待が認められた件数」と一致しない。

障害者虐待防止法では、「障害者虐待」を以下の**5つの種別に類型化**

- ①**身体的虐待**：障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること
- ②**性的虐待**：障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること
- ③**心理的虐待**：障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- ④**放棄・放置**：障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による上記3つの虐待行為と同様の行為の放置等
- ⑤**経済的虐待**：障害者の財産を不当に処分すること、障害者から不当に財産上の利益を得ること

### 3 虐待が認められた障害者福祉施設等の種別

障害者支援施設	3（7）件	就労継続支援B型	1（1）件
共同生活援助	6（6）件	児童発達支援	1（2）件
放課後等デイサービス	4（0）件		

### 4 虐待を行った障害者福祉施設等従事者の職種

管理者	3（1）件	生活支援員	6（15）件	職業指導員	1（1）件
世話人	1（2）件	機能訓練担当職員	1（0）件	保育士	2（1）件
児童指導員	2（1）件	設置者・経営者	2（0）件		

※一事例で複数職種に該当する場合があります、合計は上記1「虐待が認められた件数」と一致しない。

## 5 虐待が認められた事案の詳細

	虐待者		被虐待者			虐待の種別	虐待に対する措置※
	施設の種別	職種	性別	年代	障害の種類		
1	共同生活援助	管理者	男性	60代	知的障害	身体的虐待	行政指導
2	共同生活援助	生活支援員	女性	30代	知的障害	身体的虐待	行政指導
3	障害者支援施設	生活支援員	男性	70代	知的障害	身体的虐待	行政指導
4	放課後等 デイサービス	管理者	男性	小学生	知的障害 発達障害	身体的虐待 心理的虐待	行政指導
5	児童発達支援	管理者 保育士 機能訓練担当職員	男性	就学前	発達障害	身体的虐待	行政指導
6	共同生活援助	生活支援員	男性	20代	知的障害	身体的虐待	対応中
7	障害者支援施設	生活支援員	男性	70代	知的障害	身体的虐待	行政指導
8	放課後等 デイサービス	児童指導員	男性	中学生	発達障害	心理的虐待	行政指導
9	共同生活援助	生活支援員 世話人	男性 女性	30～40代	知的障害 精神障害	身体的虐待 心理的虐待 放棄・放置	対応中
10	就労継続支援 B 型	職業指導員	女性	30代	知的障害	性的虐待	行政指導
11	放課後等 デイサービス	保育士	男性	小学生	発達障害	身体的虐待 心理的虐待	行政指導
12	障害者支援施設	生活支援員	男性	50代	知的障害	身体的虐待	行政指導
13	放課後等 デイサービス	児童指導員	男性	小学生	知的障害	身体的虐待	行政指導
14	共同生活援助	設置者・経営者	男性 女性	20～50代	身体障害 知的障害 精神障害	経済的虐待	行政処分
15	共同生活援助	設置者・経営者	男性 女性	20～50代	身体障害 知的障害 精神障害	経済的虐待	行政処分

※「虐待に対する措置」については、施設等が中核市にある場合は中核市が、それ以外の市町村にある場合は県がそれぞれ実施している。

## 6 障害者虐待防止に向けた県の対応

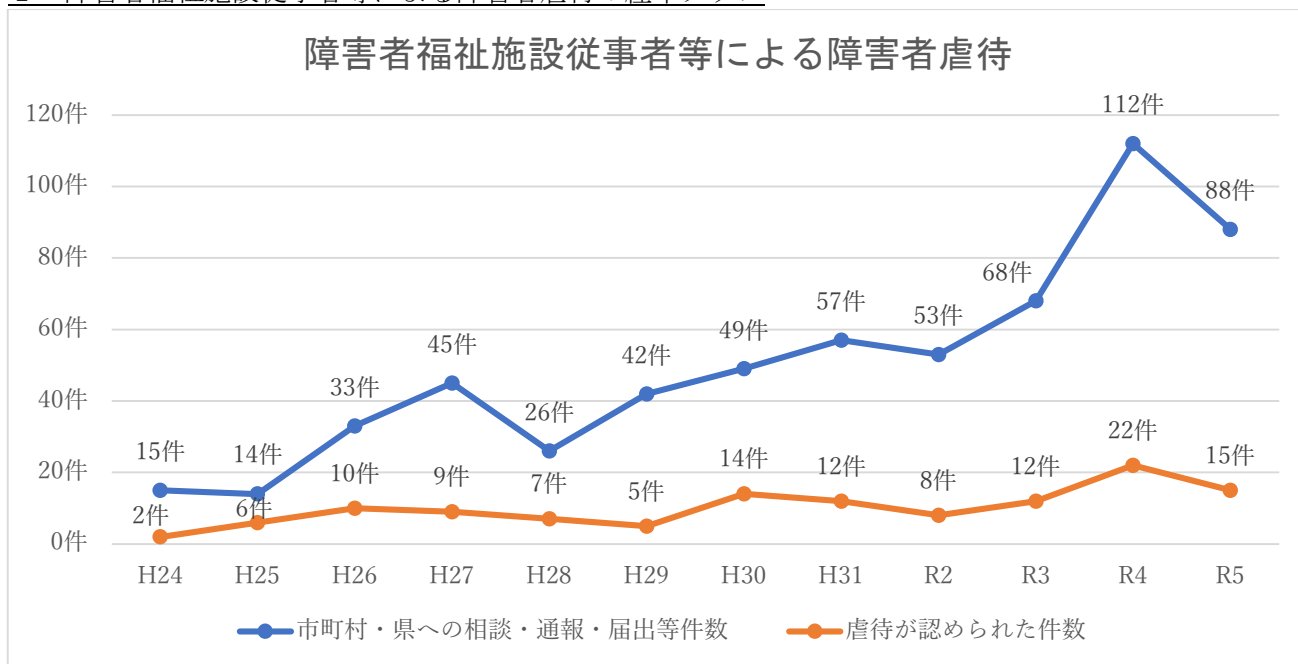
県では、群馬県障害者権利擁護センターを設置し、職員に対する研修の実施や弁護士・社会福祉士等の専門職の派遣など、市町村に対し助言・援助を行っています。

また、障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所等に対しては、啓発ポスターを配布して障害者虐待に関する相談窓口等を案内するとともに、職員の役職別研修や出前講座を実施するなど、障害者虐待の早期発見及び防止に努めています。

今後も引き続き、市町村・関係機関等との連携を強化し、障害者虐待の根絶に向け取り組んでまいります。



1 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の経年グラフ



2 令和5年度県内における障害者虐待の状況

(1) 相談・通報・届出件数、虐待件数

	養護者による虐待	障害者福祉施設従事者等による虐待	合計
相談・通報・届出件数	52 (42) 件	88 (112) 件	140 (154) 件
虐待が認められた件数	11 (8) 件	15 (22) 件	26 (30) 件

※障害者虐待防止法では、「障害者虐待」を①養護者による虐待（市町村担当）②障害者福祉施設等従事者による虐待（県担当）③使用者による虐待（労働局担当）と定義している。

※養護者：障害者の身の世話をしている家族、親族、同居人等

※使用者：障害者を雇用する事業主等

※「相談・通報・届出件数」は市町村及び県における受付件数であり、同一事例について重複している場合がある。

※「虐待が認められた件数」には令和4年度中に通報等を受け、令和5年度に虐待が認められた事案を含む。

(2) 虐待が認められた事案における虐待の種別

	養護者による虐待	障害者福祉施設従事者等による虐待	合計
身体的虐待	9 (7) 件	11 (11) 件	20 (18) 件
性的虐待	0 (0) 件	1 (1) 件	1 (1) 件
心理的虐待	2 (0) 件	4 (9) 件	6 (9) 件
放棄・放置 (ネグレクト)	2 (1) 件	1 (3) 件	3 (4) 件
経済的虐待	1 (0) 件	2 (2) 件	3 (2) 件

※一事例で複数の種別に該当する場合があるため、合計は「虐待が認められた件数」と一致しない。